

平成 18 年 2 月 7 日

定期自主検査指針・保安検査基準の見直し検討方法について (案)

高圧ガス保安協会 高圧ガス部

1. 見直しの必要性、経緯等

- (1) 技術基準は不断の見直しによる充実、改善等が重要であり、定期自主検査指針・保安検査基準についても抽象的な部分の具体化、わかりやすい表現への改善、内容の補足等をし、より使いやすいものにしていく必要がある。
- (2) 同指針・基準の使用者からの質問に対応して充実、改善等を図っていくために、同指針・基準の出版物(本)の冒頭に「この規格に関する質問等について」と題して、「この規格を使用するにあたって、規定について不都合があり改正が必要と考えられる場合、追加の規定が必要と思われる場合、又は規定の解釈に関して不明な点がある場合には、以下の方法に従って技術的質問状を提出してください。」と示している。
- (3) 寄せられた質問について、質問者に書面で回答しているが、そのうち次のものについては、質疑応答集に掲載し、公表している。
同指針・基準の改正を必要とするもの(規格委員会へ送致し、規格委員会で改正について検討するもの)
技術的な判断を必要とするもの(解釈専門分科会の承認によって「解釈」となったもの)
技術的な判断は必要としないが、同様なものが多数あり、周知することが妥当なもの
- (4) 及びのうち、同指針・基準の見直し改正を行うことにより具体化、明確化等すべきもの並びに のものについて検討していく必要がある。

2. 見直し検討方法案

- (1) 上記については、根拠資料、データ等を収集し、これらの解析等に基づき同指針・基準の改正案を作成する必要がある。一方、及びについては回答が示されているので、それを基に同指針・基準の改正案を作成する。
- (2) 改正案は、高圧ガス規格委員会でその妥当性について審議検討したうえで作成するが、これに先立ち、規格委員会規程第15条による規格委員会のワーキンググループを設置し、必要なデータの収集、解析等を行い、改正案を作成するために必要な事前の作業を行うこととする。
このワーキンググループは、次の者で構成することとする。
ア 高圧ガス規格委員会委員のうち規格委員長が指名した者
イ 解釈専門分科会委員のうち規格委員長の指名を受け、会長が任命した者
ウ ア及びイ以外の者であって設備・施設の維持管理に関して知識経験のある者のうち規格委員長の指名を受け、会長が任命した者
- (3) 以上の内容について高圧ガス規格委員会の承認が得られれば、本人の意向も勘案したうえで、ワーキンググループ委員として規格委員長が指名し、高圧ガス規格委員会には次回委員会において報告する。

以上